

工事の概要（参考）

本資料は、秋田県警察学校・機動隊（20）道場その他電気設備工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、秋田県警察学校及び秋田県警察機動隊（秋田県秋田市新屋勝平台9-1, 9-2）において、既存道場の老朽化、施設の不備の解消を図るため、秋田県警察学校及び秋田県警察機動隊の道場合築建て替えに伴う電気設備工事を行うものです。

(1) 主な工事内容

○道場（鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積1,340㎡）

- ・電灯設備の新設を行います。
- ・動力設備の新設を行います。
- ・発電設備の新設を行います。
- ・構内情報通信網設備の新設を行います。
- ・構内交換設備の新設を行います。
- ・拡声設備の新設を行います。
- ・誘導支援設備の新設を行います。
- ・火災報知設備の新設を行います。

○渡り廊下(1)（鉄骨造 平屋建て 延べ面積97㎡）

- ・電灯設備の新設を行います。
- ・拡声設備の新設を行います。
- ・火災報知設備の新設を行います。

○渡り廊下(2)（鉄骨造 平屋建て 延べ面積47㎡）

- ・電灯設備の新設を行います。
- ・動力設備の新設を行います。
- ・発電設備の新設を行います。
- ・構内情報通信網設備の新設を行います。
- ・構内交換設備の新設を行います。
- ・拡声設備の新設を行います。
- ・誘導支援設備の新設を行います。
- ・火災報知設備の新設を行います。

○模擬家屋(木造 2階建て 延べ面積67㎡)

- ・電灯設備の新設を行います。

○警察学校本館（鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 892 m²）

- ・動力設備の改設を行います。
- ・発電設備の新設を行います。
- ・構内情報通信網設備の改設を行います。
- ・構内交換設備の改設を行います。
- ・情報表示設備の新設を行います。
- ・拡声設備の改設を行います。
- ・誘導支援設備の改設を行います。
- ・火災報知設備の改設を行います。

○第1電気室（コンクリートブロック造 平屋建て 延べ面積 25 m²）

- ・電灯設備の改設を行います。
- ・動力設備の改設を行います。
- ・受変電設備の改設を行います。
- ・発電設備の新設を行います。

○第2電気室（コンクリートブロック造 平屋建て 延べ面積 18 m²）

- ・受変電設備の改設を行います。

○機動隊庁舎（鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 1,083 m²）

- ・受変電設備の改設を行います。

○既存道場（鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 615 m²）

- ・動力設備の改設を行います。

○屋外

- ・構内配電線路の改設を行います。
- ・構内通信線路の改設を行います。

（2）施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

1）施工時間の制限

- ・全館停電作業は工事期間中、秋田県警察学校、秋田県警察機動隊共に2回程度を想定しています。

2）施工手順の制約

- ・別契約の建築工事と関連するため、秋田県警察機動隊の構内配電線路、通信線路の新設は、秋田県警察機動隊側駐車場のアスファルト舗装の撤去後、令和2年11月1日から現場施工に着手し令和2年12月25日までに完了してください。

上記構内線路の新設後、秋田県警察学校で構内線路撤去工事を発注する予定です。

3) 施工条件等

- ・入居官署の業務に支障をきたす作業、騒音、振動を発生する作業及び停電を伴う作業を行う場合は、監督職員と協議し、必要な対策を講じてください。

2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

(1) 実勢を踏まえた積算の運用について

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和2年2月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議について

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項1.（3）参照）

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項1.（4）参照）

(5) 工事関係図書等に関する業務効率化について

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としていきます。（工事補足説明事項1.（9）参照）

(6) 週休2日促進工事について

工事着手前に発注者と協議したうえで週休2日に取り組む、「週休2日促進工事」としてきます。

補正係数により労務費の補正を行っています。（工事補足説明事項2.（23）参照）

(7) 工程の変更について

工程の変更が生じる場合には、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとします。なお、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議するものとします。(工事補足説明事項5.(3)参照)

(8) 入札時積算数量書活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量活用方式」を適用しています。(工事補足説明事項8.(3)参照)

(9) 地域外からの労働者確保について

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としていきます。(工事補足説明事項8.(6)参照)

3. その他

(1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事（または業務）への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

- ①工事名称（または業務名称）
- ②工事種別・工事の等級区分・施工場所（または業務種別）
- ③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次のURLまたはQRコードから登録手続きをお願いします。(既に登録を行っている場合は、再登録の必要はありません。)



http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

